

# 令和7年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めない事項)

資料7

## 1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃（市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃）
- ② 計画の策定・変更（総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更）
- ③ 制度の導入・改廃（広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃）
- ④ 施設の設置の策定・変更（広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更）

## 2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

| No. | 対象区分 | 市民参加を求めない事項       | 対象事項の概要  | 市民参加を求めない理由 | 担当課  |
|-----|------|-------------------|--|-------------|------|
| 1   | ①    | 安城市税条例の一部を改正する条例  | 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年4月1日からの施行を必要とするものの改正 | オ           | 市民税課 |
| 2   | ①    | 安城市税条例等の一部を改正する条例 | 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものの改正                     | オ           | 市民税課 |
| 3   | ①    | 安城市税条例の改正         | 地方税法の改正に伴う条例改正                                 | ウ、オ         | 資産税課 |
| 4   | ①    | 安城都市計画税条例の改正      | 地方税法の改正に伴う条例改正                                 | ウ、オ         | 資産税課 |

| No. | 対象区分 | 市民参加を求めない事項                        | 対象事項の概要  | 市民参加を求めない理由 | 担当課   |
|-----|------|------------------------------------|--|-------------|-------|
| 5   | ①    | 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正  | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う条例改正  | ウ           | 保育課   |
| 6   | ①    | 安城市特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める条例の改正    | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う条例改正                         | ウ           | 保育課   |
| 7   | ①    | 安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 | 児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づく条例制定   | ウ           | 保育課   |
| 8   | ①    | 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の改正            | 児童福祉法の改正による乳児等通園支援事業の実施に伴う法令の整理のための条例改正  | ウ           | 保育課   |
| 9   | ①    | 安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の改正    | 〃  | ウ           | 保育課   |
| 10  | ①    | 安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定   | 子ども・子育て支援法の改正に伴う条例制定   | ウ           | 保育課   |
| 11  | ②    | 安城市農業振興地域整備計画の見直し                  | 農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定によりおおむね5年ごとに行う基礎調査の結果を踏まえ、同法第13条第1項の規定により同計画の見直しを行うもの | ウ           | 農務課   |
| 12  | ①    | 安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正     | 駐車場法施行令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴う条例の改正                                 | ア、ウ         | 都市計画課 |